

長島町の子ども医療費制度が改正

受給には 登録が必要です

本町では、小学3年生終了月まで医療費が助成される「長島町乳幼児等医療費助成事業」の条例改正に伴い、4月1日から新たに「長島町子ども医療費助成事業」が始まりました。

今回大きく変更になった点は、対象者の年齢拡大に伴いこれまで「乳幼児等医療」と呼んでいたものが「子ども医療」と名称変更されます。また、対象が9歳に達する日以後の最初の3月31日（小学3年生終了月）までの医療費助成が、15歳に達する日以後の最初の3月31日（中学3年生終了月）まで拡充されることになりました。このほか、これまででは町県民税課税世帯では、医療費の一部負担がありました。今後は撤廃されることとなります。

これまで受給資格がなかった子どもの保護者には登録の申請をお願いしていますが、まだお済みでないかたは、この受給者証による診療を受けられない場合がありますので、早めの申請をお願いします。

◎問い合わせ先

役場町民福祉課

☎ (86) 1111

「内線1133」

	改 正 前	改 正 後
受給対象	9歳に達する日以後の最初の3月31日 (小学3年生終了月) まで	15歳に達する日以後の最初の3月31日 (中学3年生終了月) まで 平成9年4月2日から 平成14年4月1日生まれの子も追加
自己負担額	町県民税課税世帯・・・3,000円の自己負担 町県民税非課税世帯・・・自己負担なし	町県民税課税世帯・・・自己負担なし 町県民税非課税世帯・・・自己負担なし
申請方法	◆持参する物・・・①保険証（対象となる子どもの分） ②通帳（保護者の物） ③印鑑（ゴム製の物は不可） ◆申請先……………長島町役場町民福祉課（鷹巣）、指江庁舎総合管理課	

ご存じですか？

「市町村交通災害共済」

町では、市町村交通災害共済の加入申し込みを随時受け付けています。この共済は皆さんが

掛金を出しあい、交通事故による死亡・ケガの際に災害見舞金支給される制度です。4月1日現在で町内に住所登録または外国人登録をしているかたは、年齢に関係なく誰でも加入できます。家族そろって加入しましょう。



◇加入できる人

長島町に住民登録または外国人登録をしているかた。就学（学生）のため、時的に転出しているかたも加入できます。

◇加入申し込み

役場へ申込書を提出

◇共済掛金（年額）

加入者1人につき年500円
中途加入者（4月以降の加入者）も同額

◇共済期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日の1年間（平成24年3月31日まで受付分）

※4月1日以降に受付したかたの共済開始日は、受付の翌日からになります。

◇対象となる事故

国内で自転車、原動機付自転車、自動車、汽車、電車、身体障害者用の車いす、定期旅客船、旅客運送の用に供する交通船、旅客機等により、接触、衝突、転覆等の交通事故に遭われて、それが原因で身体に障害を受けた場合

◇災害見舞金の額

①死亡 1100万円
②治療実日数により2万5千円から18万円

◎問い合わせ先

役場総務課

☎ (86) 1111

「内線1218」